

議案第 7 号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和 30 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 19 条中「54 万円」を「58 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 省略	第2条 省略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>54万円</u> とする。
3～4 省略	3～4 省略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>58万円</u> を超える場合には、 <u>58万円</u> ）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万	第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、 <u>54万円</u> ）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万

円) の合算額とする。 (1)～(3) 省略	円) の合算額とする。 (1)～(3) 省略
--------------------------------------	--------------------------------------